

酒田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸貸対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 都市再生推進法人として活動を予定する地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 過去に、都市再生推進法人を申請する組織又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 市内に事務所を有し、市内で活動を行っていること。
- (4) 都市再生推進法人の業務を適正かつ確実にを行うために、必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 都市再生推進法人の業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

(6) 都市再生推進法人の業務を行うにあたって関係行政機関及び他の民間団体等と十分な連携を図ることができることと認められること。

(7) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、都市再生推進法人の業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第121条第1項の規定により、都市再生推進法人に対しその業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、都市再生推進法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第7条 市長は、都市再生推進法人が前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したときは、法第121条第3項の規定により、都市再生推進法人の指定を取り消すことができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月9日から施行する。